

第 104 回市議会（定例会）議案第 22 号説明資料

令和元年 9 月 6 日

総務部 税務課

気仙沼市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に 関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 趣旨

現在、「東日本大震災復興特別区域法」に基づき、復興産業集積区域において雇用機会の確保に寄与する事業を行う者に対し、取得の翌年から 5 年度分の固定資産税の課税免除措置を講じているが、平成 29 年 4 月 1 日付の省令改正により、課税免除の対象となる資産の取得期限を平成 33 年（令和 3 年）3 月 31 日まで延長できることとなった。

しかしながら、平成 29 年度時点では、平成 31 年度以後の投資に係る国の減収補填の上限が 3/4 に減額される方針が示されていたことから、本市においては、近隣市の状況などを踏まえ、平成 33 年（令和 3 年）3 月 31 日までの延長とはせず、平成 31 年 3 月 31 日までの延長にとどめていた。

本市としても、機会をとらえ国に対し 10/10 の補填を確保するよう要望していたが、今般、国から令和 3 年 3 月 31 日までの投資に係る減収補てん（5 年度分）を、平成 30 年度までと同水準（10/10）とする方針が示されたことから、引き続き、対象資産について課税免除を延長することにより区域内の復興産業の集積を進めるため、条例の一部を改正するもの。

2 減収補填措置

令和元年度・2 年度の投資に係る減収額について、雇用等被害地域を含む市町村（※）の区域に限り、平成 30 年度までと同水準（10/10）の補填を行うこととされた。

なお、令和 3 年度以降（復興創生期間終了後）の減収補填の方法については明確に示されていないが、今後、復興庁の後継組織の存続等を検討していく中で示されていくものと考えている。

※雇用等被害地域を含む市町村

県名	市町村名
青森県	八戸市，三沢市，おいらせ町，階上町
岩手県	宮古市，大船渡市，久慈市，陸前高田市，釜石市，大槌町，山田町，岩泉町，田野畑村，普代村，野田村，洋野町
宮城県	仙台市，石巻市，塩竈市， <u>気仙沼市</u> ，名取市，多賀城市，岩沼市，東松島市，亘理町，山元町，松島町，七ヶ浜町，利府町，女川町，南三陸町
茨城県	北茨城市，ひたちなか市，神栖市，大洗町

3 条例の改正内容

課税免除となる対象施設の取得期限について、現行の「平成31年3月31日」から「令和3年3月31日」に延長するもの。

4 施行期日及び適用区分

公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

5 本市の課税免除税額(各年度末時点)

- ・平成25年度 25,282千円 22事業者
- ・平成26年度 98,538千円 44事業者
- ・平成27年度 161,816千円 75事業者
- ・平成28年度 299,903千円 93事業者
- ・平成29年度 441,154千円 121事業者
- ・平成30年度 403,618千円 128事業者
- ・令和元年度 376,067千円 110事業者 (令和元年6月末時点)